

大網白里市空家等対策計画に関する パブリックコメント 【実施要領】

意見の募集期間

令和6年12月 1日（日）から
令和7年 1月 6日（月）まで

担当課

大網白里市地域づくり課環境対策班

意見募集の趣旨

近年、大網白里市を含めて全国的に空き家が増加傾向にあります。所有者の適正な管理が行われていない空き家については、火災や倒壊のおそれに加えて、景観上の問題や害虫・害獣の棲み家となることによる公衆衛生の悪化など、空き家周囲への環境上の影響を及ぼします。

今後もこの空き家は増加することが予想される中、国では空家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、市町村長が一定の措置を講じることができるようにしています。

大網白里市でも、これまで大網白里市まちをきれいにする条例に基づき、管理不全となっている家屋の所有者等に対して、適正な管理を行うよう指導等を行ってきました。

このような状況の中で、今後ますます増加する空家等に適切に対応するため、令和6年4月に大網白里市空家等の適切な管理に関する条例が施行されましたが、これに加えて、大網白里市、所有者等、市民、事業者等がそれぞれの役割を確認し、その役割に基づいて対応するための、大網白里市空家等対策計画を策定することとしました。

この計画の策定に当たっては、専門的知見をお持ちの方や、住民代表の方を含む大網白里市空家等対策協議会において審議していただいておりますが、このたび計画の案がまとまりましたので、パブリックコメントを実施いたします。

なお、いただいた御意見は計画策定の参考とさせていただきます。

意見を募集する計画

大網白里市空家等対策計画（案）

閲覧場所

大網白里市役所本庁舎 1 階行政情報コーナー、中部コミュニティセンター及び白里出張所並びに大網白里市ホームページ

意見募集の期間

令和 6 年 1 2 月 1 日（日）から令和 7 年 1 月 6 日（月）まで

※郵送で御提出いただく場合は、令和 7 年 1 月 6 日（月）必着

※公共施設における計画の閲覧可能時間は、各施設の閉庁日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までです。

意見を提出できる人

大網白里市内在住、在勤、在学の方及び市内事業者並びに本計画に利害関係（例：市内に物件を所有されている方）のある個人又は事業者

意見提出方法

閲覧場所又は市のホームページに備えてある所定の意見書に住所、氏名、電話番号を記入の上、いずれかの方法で御提出ください。

(1) 郵送による方法（送料は発送者負担）

〒 2 9 9 - 3 2 9 2

大網白里市大網 1 1 5 番地 2

大網白里市地域づくり課環境対策班 宛て

(2) ファクスによる方法

0 4 7 5 (7 2) 8 4 5 4

(3) E-mail による方法

chiiki@city.oamishirasato.lg.jp

(4) 持参による方法

- ① 地域づくり課へ持参（本庁舎 1 階）
- ② 閲覧場所の窓口

意見の取扱いについて

- ・いただいた御意見については、プライバシー保護に十分留意した上で、それに対する市の考え方を後日ホームページ上で公表いたします。
- ・御意見に対して個別の回答はいたしません。
- ・本計画と直接関係がない御意見への回答はいたしません。
- ・お電話では受け付けておりません。
- ・御意見の内容以外の情報（住所、氏名等）は公表いたしません。

お問合せ先

大網白里市地域づくり課環境対策班

電 話 0 4 7 5 (7 0) 0 3 8 6

ファクス 0 4 7 5 (7 2) 8 4 5 4

メー ル chiiki@city.oamishirasato.lg.jp